

岩手県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成24年東北地方整備局告示第87号盛岡広域都市計画道路事業3・1・116号盛岡駅本宮線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 盛岡市盛岡駅西通一丁目、盛岡駅西通二丁目、下厨川字稻荷向、下太田字新田、本宮字蛇屋敷、字松幅及び字荒屋地内